平成２１年（フ）第１５８号
山口県周南市上遠石町11番13号カーザ・ブランカ・イシダⅠ―201号
債務者　万治　清宏
1　決定年月日時　平成21年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成21年10月１日午前11時
山口地方裁判所周南支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１０１９２号
東京都千代田区紀尾井町３番29号
破産者　株式会社プロスペック
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８３００号
山梨県富士吉田市上吉田２丁目６番18号
破産者　トラベル芙蓉有限会社
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８６４０号
東京都江戸川区南葛西３丁目18―７―102
破産者　藤根　　功
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８８２１号
東京都荒川区町屋８丁目５―16―405、開始決定時の住所東京都荒川区町屋８丁目７―５
破産者　高橋　一善
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８８２２号
東京都荒川区町屋８丁目５―16―405、開始決定時の住所東京都荒川区町屋８丁目７―５
破産者　高橋千恵子
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８８９６号
東京都渋谷区神宮前３丁目40番５号
破産者　株式会社ハーツ・プランニング
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１８８９７号
東京都墨田区東駒形４丁目21―５
破産者　荻野　達哉
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第１９１８８号
神奈川県藤沢市辻堂新町２丁目２―３―1002
破産者　河野　　達
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２１８５６号
埼玉県所沢市小手指町４丁目19―８―118、開始決定時の住所埼玉県所沢市大字山口725―18
破産者　稲富　茂幸
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２３７０８号
東京都世田谷区桜新町１丁目８番10号、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区神田多町２丁目３番地１号
破産者　株式会社水文計画コンサルタント
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２４１８２号
東京都町田市鶴間239―１―805
破産者　岸　　栄三
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４２８号
静岡県熱海市上多賀863―１―627、開始決定時の住所千葉県浦安市美浜１丁目５―1112
破産者　関谷　　正
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５４０号
埼玉県飯能市征矢町24番地13
破産者　有限会社浅井工務店
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５５４１号
埼玉県飯能市祖家町24―13
破産者　浅井　政幸
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６１９号
東京都渋谷区円山町５番２号
破産者　有限会社いろは
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６２０号
東京都渋谷区円山町５番２号
破産者　株式会社グローバルフーズ
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６２１号
東京都杉並区西荻南３丁目７―12―207
破産者　井上　智江
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５６８１号
茨城県石岡市総社１丁目９―36
破産者　入江　弘子
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８１４号
神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町２丁目25番地１　横浜ＹＳ西口ビル５Ｆ
破産者　株式会社東放
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第５８１５号
神奈川県横浜市保土ケ谷区宮田町１丁目６―10―504
破産者　鹿島　啓光
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部